

令和7（2025）年度腸内細菌検査（集団）実施要領

- 目的 定期的に腸内細菌検査を実施し、感染症の集団発生及び蔓延を未然に防止する
- 実施機関 栃木県県北保健所（県北健康福祉センター）
- 実施項目 赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌
- 受付方法

（1）受付日時：各受付日の9:00～11:30

受付日	給食従事者 水道従事者	施設入所者 ※	受付日	給食従事者 水道従事者	施設入所者 ※
令和7年 4月8日(火)	○		令和7年 10月7日(火)	○	
5月13日(火)	○	○	11月4日(火)	○	○
6月3日(火)	○		12月2日(火)	○	
7月1日(火)	○	○	令和8年 1月 6日(火)	○	○
8月5日(火)	○		2月 3日(火)	○	
9月2日(火)	○		3月 3日(火)	○	

※施設入所者：受付日に提出が困難な場合は、受付日の1週間前までに県北健康福祉センター健康対策課（TEL：0287-22-2679）へ連絡をお願いします。

（2）提出先：栃木県県北健康福祉センター（那須庁舎1階）

栃木県矢板健康福祉センター（栃木県庁塩谷庁舎1階）

栃木県烏山健康福祉センター（栃木県南那須庁舎本館1階）

（3）提出方法：腸内細菌検査依頼書（社判押印）、腸内細菌検査名簿、検体（便）を提出する。

（4）料金支払い：上記受付日に持参されたものは、納入通知書により入金する。

5. 対象者及び料金区分（栃木県手数料条例に基づき算定）

区分	対象	手数料単価 (1回目/月)	手数料単価 (2回目/月)
給食従事者 入所者 在学者 在園者	・児童福祉施設（児童福祉法） ・保護施設（生活保護法） ・老人福祉施設（老人福祉法） ・障害者支援施設、地域活動支援センター、 福祉ホーム（障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律） ・学校（学校教育法） ・学校給食共同調理施設	1,920円	1,100円
水道従事者	水道法・栃木県小規模水道条例による定期又 は臨時の健康診断	1,920円	1,100円
一般	上記以外の者（事業所給食従事者等）	3,080円	1,760円

※依頼する項目数に関わらず、料金は一定とする。

※腸管出血性大腸菌が疑われ、大腸菌血清型別検査及び大腸菌ベロトキシン定性検査を実施した場合は、以下追加料金がかかることがある。

給食従事者・入所者・在学者・在園者・水道従事者 840円

一般（事業所給食従事者等） 1,340円

6. その他

- 採便方法：検体は便とし、原則当日採取する。採便管のキャップの先端を用い、小指の頭程度の便を採取し、そのまま採便管に入れる。採便管に氏名を記載したラベルを貼付する。
- 腸内細菌検査依頼書は、必ず団体名（社判押印）、所在地、代表者名、連絡先を記入する。
- 検査結果は、受付から1週間後以降に郵送（納入通知書に同封）にて通知する。

附則

本要領は、令和7（2025）年4月1日から適用する。